

○建設リサイクル法について

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）は、一定規模以上の工事（対象建設工事）について、特定建設資材を分別解体等及び再資源化等の義務づけを行うことにより、建設廃棄物のリサイクルを推進することを目的としています。

■対象となる工事

- ・建築物の解体 床面積80㎡以上(建築基準法で定義される床面積)
 - ・建築物の新築・増築 床面積500㎡以上(建築基準法で定義される床面積)
 - ・建築物の修繕・模様替(リフォームなど)請負金額1億円以上(消費税含む ※1)
 - ・その他の工作物に関する工事(土木工事等) 請負金額500万円以上(消費税含む ※2)
- ※1建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築または増築の工事に該当しないもの
- ※2建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等

■分別と再資源化が必要な建設資材(＝特定建設資材)

- ◇コンクリート
- ◇コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)
- ◇木材
- ◇アスファルト

■手続きの流れ・届出書類について

工事の発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画について都道府県知事に届出(市町村経由)が必要です。必要書類は下記のとおりです。

- ◇届出書
- ◇別表
- ◇案内図
- ◇設計図または写真
- ◇工程表